



岩手県社会福祉事業団がサポートします

みたけ学園・みたけの園の移転・新築に伴う施設新名称募集要項

みたけ学園・みたけの園（滝沢市）の建物の老朽化に伴い、現在の建物が、盛岡市手代森（移転、A施設）と滝沢市穴口（現在地、B施設）に移転・改築されることになりました。これを機会に、皆さんから施設の新名称を募集いたします。

1 A施設の概要（2020年ごろ移転予定）

みたけ学園の入所児童が転居する施設、みたけの園の入所者が転居する施設、障がい児のための通所事業所等が併設された施設になります。障がい児入所施設は6ユニット、障がい者入所施設は4ユニットに分かれた居住空間で、小グループで落ち着いた生活ができるように配慮しています。放課後や休日に通所する障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練等を提供する、放課後等デイサービスも併設します。

(1) 施設の所在地

盛岡市手代森（岩手県立療育センター跡地）

(2) 施設・事業所の種別

- ア 福祉型障害児入所施設
- イ 障害者支援施設（日中活動：生活介護）
- ウ 放課後等デイサービス
- エ 相談支援事業所



▲A施設の外觀イメージ

2 B施設の概要（2022年ごろ改築予定）

みたけの園の入所者が住み替えるための施設で、日中活動として就労に向けた訓練を行う就労移行支援生産活動の提供や必要な訓練を行う就労継続支援B型、介護を要する人に日中に入浴や食事排泄等の介護や余暇支援等を行う生活介護などのサービスを提供します。

(1) 施設の所在地

滝沢市穴口（現在地）

(2) 施設の種別

障害者支援施設（日中活動：生活介護、就労



▲B施設の外觀イメージ

3 募集期間

平成30年9月18日(火)～同年10月31日(水)

4 応募規定

- (1) 応募できるのは、県内に在住又は県内の学校・企業等に通勤・通学している方に限ります。
- (2) 応募は何点でも可能ですが、応募用紙1枚につきA施設、B施設各1点ずつの応募とさせていただきます。
- (3) 応募者は、応募した段階で本募集要項に同意したものと見なします。

5 施設名称の基準・条件等

- (1) A施設については、複数の施設の総称としての施設名を募集するものです。
なお、施設名が決まった後は、それぞれの施設・事業所の名称を「A施設の総称+それぞれの施設・事業所の呼称」で指定申請するとともに、表記・使用いたします。「それぞれの施設・事業所の呼称」の部分は、「A施設の総称」が決まった後、当事業団内部で検討いたしますので、御了承ください。
- (2) A施設（盛岡市手代森）、B施設（滝沢市穴口）ともに、なるべく、名称の一部に施設の所在する地域がイメージできる言葉を入れてください。
- (3) 覚えやすく親しみやすい名称にしてください。
- (4) 未発表作品で、他の名称や商標などに類似していない名称に限ります。
- (5) 次の名称は、応募の対象外とさせていただきます。
 - ア 「みたけ学園」、「みたけの園」及び「みたけの郷」（理由：現在の施設・事業所名とは異なる名称にしたもの）
 - イ 「都南学園」及び「都南の園」（理由：過去に同じ場所に所在した他の種別の施設の名称であるため）
 - ウ 県内にある他の社会福祉施設の名称（理由：混同を避けるため）
- (6) 2つの施設の名称を最終的に決定するにあたっては、次の点も考慮いたしますので、特にA施設とB施設の両方の名称を応募する際にはご注意願います。
 - ・ A施設とB施設の名称のイメージや語感などに、統一感が感じられる組合せとなることが望ましいこと。

6 応募方法

- (1) 次の事項を全て記載又は応募用紙に記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで応募してください。
- ①応募する施設の区分（A施設又はB施設のいずれかを明記）、②施設の名称とその理由（理由は記入しなくても応募可能）、③応募者の氏名（ふりがな）、④住所、⑤電話番号、⑥年齢、⑦性別（A施設、B施設両方の応募でも、いずれか一方の応募でも可）
- (2) 応募用紙は、みたけ学園・みたけの園のホームページの「お知らせ」又は岩手県社会福祉事業団のホームページの「新着情報」からダウンロードできます。
- ア みたけ学園・みたけの園ホームページ <http://www.iwate-fukushi.or.jp/shisetu/mitake/>
- イ 岩手県社会福祉事業団ホームページ <http://www.iwate-fukushi.or.jp>
- (3) 応募用紙がダウンロードできない方は、下記の問い合わせ先に電話、ファクシミリ又は電子メールで御連絡ください。応募用紙を郵送又はファクシミリでお送りいたします。

7 選定方法

- 応募作品の中から、岩手県社会福祉事業団が設置する検討委員会において審査・選定のうえ、岩手県社会福祉事業団理事長が決定します。

8 入賞発表等

- (1) 選定結果は、入賞者に直接通知します。また、みたけ学園・みたけの園及び岩手県社会福祉事業団のホームページで発表するとともに、報道機関にも公表する予定です。
- (2) A施設、B施設それぞれの最優秀賞の方に、記念品としてみたけの園の利用者が作ったガラス製品をはじめ、当事業団施設の利用者が作った製品等の話合せをお送りします。

9 応募作品等の取扱い

- (1) 作品の採用にあたって、やむを得ず修正、変更する場合がありますので、予めご了承ください。
- (2) 応募に係る個人情報については、本目的以外に使用することはありません。なお、最優秀賞の方については、住所（市町村名まで）、氏名、年代を公表します。
- (3) 個人情報の取扱いについては、応募された段階で応募者の同意を得られたものと見なします。

(4) 応募作品は返却いたしません。また、応募に伴う一切の費用は、応募者の負担となります。

(5) 応募作品に関する全ての著作権、商品化権その他一切の権利は、岩手県社会福祉事業団に帰属します。

10 応募・問い合わせ先

岩手県社会福祉事業団 事務局経営企画室 「みたけ学園・みたけの園新名称募集」係

【住所】020-0114 岩手県盛岡市高松三丁目7番33号 【電話】019-662-6851

【ファックス】019-662-8044 【メール】kobo@iwate-fukushi.or.jp

■施設新名称募集 応募用紙 (2施設の応募でも、いずれか一方の応募でも可)

	えーしせつ もりおかしてしるもり A施設 (盛岡市手代森)	びーしせつ たきざわしあなぐち B施設 (滝沢市穴口)			
しせつ 施設 の めいしょう 名称	(ふりがな)	(ふりがな)			
じょうき 上記 の めいしょう 名称 とした理由	(理由を記入しなくても応募可能です)	(理由を記入しなくても応募可能です)			
しめい 氏名	(ふりがな)	ねんれい 年齢	さい 歳	せいべつ 性別	おとこ 男 おんな 女
じゅうしょ 住所	〒				
でんわばんごう 電話番号	— —	めーあどれす メールアドレス (ある方)			

(切り取り)

※ 御記入いただきました個人情報、個人情報保護法及び関連法令に基づき適正に管理保護し、目的以外
の利用や第三者への情報提供は行いません。